

# 1. 「中央区国土強靱化地域計画」の概要

## (1) 背景および計画作成の趣旨

国は、平成 23 年（2011 年）3 月に発生した東日本大震災の教訓から、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（平成 25 年法律第 95 号。以下、「基本法」という。）を平成 25 年 12 月に制定した。

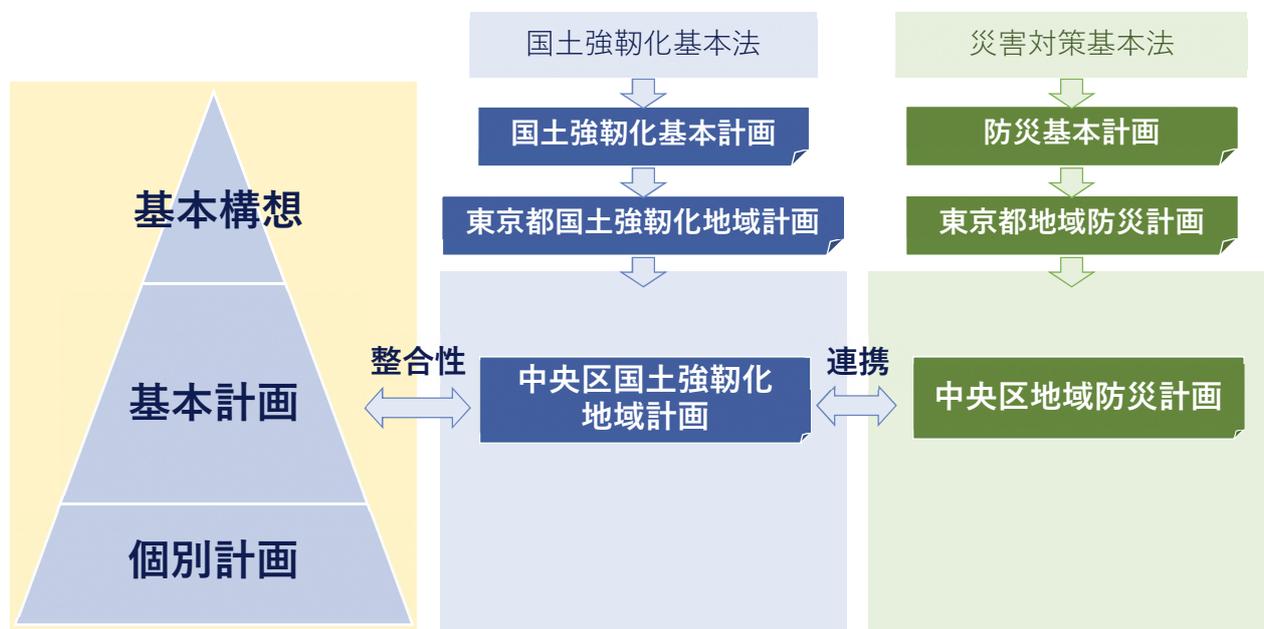
基本法では、大規模自然災害に対して“必要な事前防災及び減災とその他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要である”と定めており、併せて“地方公共団体は、地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する”ことを明記している。

これら基本法に定める基本理念および地方公共団体の責務を踏まえ、今後発生が懸念される大規模自然災害に対して、従来の防災・危機管理分野だけではなく、都市計画・まちづくり、保健医療、産業振興、教育等の政策分野におけるさまざまな取組・施策を総合的かつ計画的に推進するため、「中央区国土強靱化地域計画」（以下、「本計画」という。）を策定するものである。

## (2) 本計画の位置づけ

本計画は基本法第 13 条に基づき策定する「地域計画」であり、本区の強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針とする計画である。

本計画は、リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を設定し、区民生活や経済活動への影響の予防・低減を目指すとともに、行政全般に関わる区の総合計画である「中央区基本計画 2018」と整合性を図るものである。



### (3) 地域防災計画との関係

本区における防災の取組について定めた「中央区地域防災計画」は地震や風水害など災害種類ごとに、予防や発災後の応急対策、復旧等に視点を置いた具体的な計画となっている。

一方、本計画は大規模自然災害のあらゆるリスクを想定し、最悪の事態に陥ることを回避できるよう、平時（災害発生前）からの地域の強靱化に向けた取組をとりまとめ、方針を定めるものである。

〔国土強靱化地域計画の特徴（地域防災計画との差異）〕

項目	国土強靱化地域計画	地域防災計画
大規模自然災害の想定	「起きてはならない最悪の事態」として懸念される災害・被害を包括的に想定	災害（災害により起因される被害）について具体的に想定
大規模自然災害への備え	住民の生活や企業の経済活動への影響の予防・低減を目指す	予防・応急対策の観点から防災対策に力点（人命保護、医療救護、避難所支援等）
計画の位置づけ	他の計画と整合性を図った「指針としての計画」	災害対策に関する「具体的な計画」

#### (4) 本計画の策定ステップ

国が定める「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」に示す5つの策定ステップ（STEP）に基づき、本計画の策定を行った。また、策定を進めるにあたっては、「中央区基本計画2018」や「中央区地域防災計画」等の行政計画に記載する内容と整合性を図った。

ステップ	内容
STEP 1	「中央区国土強靱化地域計画」の中核となる基本目標および本区の地域特性を踏まえた推進目標の設定
STEP 2	本区の地域特性や大規模自然災害による被害の様相を踏まえ「起きてはならない最悪の事態」となるリスクシナリオを設定
STEP 3	STEP 2で設定したリスクシナリオの発生（顕在化）を予防・低減するための施策および施策の実施状況の整理
STEP 4	リスクシナリオに対する施策の実施状況を分析し、「中央区国土強靱化地域計画」として重点的に推進する施策を特定
STEP 5	施策の目標および今後の実施方針を検討

